

内子町立中学校における部活動の方針（第1期）

令和5年12月
内子町教育委員会

1 はじめに

学校教育の一環として行われてきた学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒により、自主的に組織され、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、教師の献身的な支えにより、本町のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自主的・自発的な活動を基盤に、共通の目標に向かって、互いを認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況の中、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

このため、内子町及び内子町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、学校部活動の地域移行を推進し、生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するよう、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び愛媛県が令和5年9月に策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点から、地域クラブ活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「内子町立中学校における部活動の方針（第1期）」を定める。

本方針は、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

第1期として、まず「拠点校部活動」の体制を構築し、学校部活動の教育的意義や役割については、次期「地域クラブ活動」においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階や生徒・保護者等のニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることを目指しながら、部活動の地域移行を行う。

2 学校部活動（拠点校方式による部活動）

(1) 部活動の方針

ア 部活動の意義

- 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育並びに社会教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適正、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得をめざし、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな生活を送るうえで大きな意義を持つ。
- 部活動は、生徒が学級や学年の枠を超えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校及び地域の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

イ 内子町の目指す部活動

町教育委員会では、これまで、上記の部活動の意義を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら、大きな成果を上げてきた。しかしながら、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的課題に対応していくことは困難な時期に来ており、部活動の運営について早急な見直しが必要である。

そこで、町教育委員会では、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される部活動を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 内子町における地域資源を有効に活用しながら、生徒の幸せを第一に考え、生徒が自主的・自発的に参加するとともに、活動がより良いものになることを目指す。併せて、教員の働き方改革を実現する。
- 令和6～7年度については、部活動地域移行のための「第1期」と位置づけ「拠点校部活動」の体制を構築する中で、「地域クラブ活動」（地域移行「第2期」）の移行準備を進める。拠点校部活動においては、町教育委員会が事業主体、学校が実施主体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 運営上の様々な調整や指導者の確保等に課題が山積している現状を踏まえ、指導者についての移行は教員から徐々に地域住民等へ移行し、その他の課題について修正しながら、令和8年度には移行完了を目指す。

(2) 適切な運営のための体制整備

ア 方針の策定

- 町教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び愛媛県が令和5年9月に策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、「内子町立中学校における部活動の方針（以下「本方針」）」を策定する。
- 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部活動顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、学校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 町教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、様式を作成し、提供する。

イ 指導・運営に係る体制の構築

- 生徒のスポーツ・文化における多様なニーズに応えるために、拠点校方式による部活動を実施する。拠点校の設置や方法については必要事項を別に定める。
- 校長は、町教育委員会が示す拠点校部活動の配置及び生徒や教師の数、部活動指導員の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動を設置する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、町内拠点校や対象校との連携を図りながら、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 町教育委員会は、愛媛県教育委員会と連携し、部活動顧問を対象とする部活動指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校のエducational職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員または外部指導者を任用し、配置する。

- なお、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、愛媛県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- 町教育委員会は、部活動指導員及び外部指導者を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員及び外部指導者が休日の指導や大会等の引率を担うことのできる体制整備を進める。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 適切な指導の実施

- 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県及び町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 校長は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動となるよう指導する。また、熱中症が心配される場合には、活動の中止や活動時間の変更も視野に入れて柔軟に対応する。
- 校長は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や運動部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数の上限の目安等を定めるなど、参加する大会等を精査する。
- 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスの

とれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 部活動用指導手引の普及・活用

- 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、(3)アに基づく指導を行う。

(4) 適切な休養日等の設定

ア 休養日の基準

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 学期中は、週当たり3日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも2日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活

時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

イ 学校間の連携

- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町内共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を整備しながら行う。

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。
- 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- 町教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(6) 学校部活動の地域連携

- 町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。
- 町教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- 町内のスポーツ協会及び競技団体等は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は町教育委

員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県又は町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、町教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- 町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- 町教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

3 学校部活動から新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

このことや県の方針を踏まえながら、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について、地域の実情に応じながら関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととし、今後、第2期の方針を作成する。

4 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。

今後、各種大会等の改革に伴い、県の方針を踏まえながら、柔軟に対応できる体制の整備についても検討し、第2期の方針に盛り込む。

5 終わりに

学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであるが、学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されており、現在、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。

人の生涯の中でも中学生や高校生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、これらに対し共に貢献できるものであることから、本方針では両者を分け隔てることなく一体として取り扱った。

今後、町、学校、スポーツ・文化芸術団体等が一体となりながら、県方針を参考に、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進める必要がある。

そのため、関係諸機関や団体の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行いながら進めることを申し添える。